

第8回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成30年1月29日（月曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 議案第28号 現況証明願について | 2件 |
| 第 5 | 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について | 2件 |
| 第 6 | 議案第30号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 3件 |

○出席委員（15名）

1番	澁谷 洋 君	2番	高松 俊男 君	4番	橘 澄子 君
5番	嶋中 勝 君	6番	甲斐やす子 君	7番	森田 享子 君
8番	大泉 義明 君	9番	渡邊 裕義 君	10番	平間 清 君
11番	類瀬 正幸 君	12番	熊谷 英二 君	13番	津野 斉 君
14番	笛木 眞一 君	15番	高橋 政寿 君	16番	佐瀬日出夫 君

○議事参与の制限を受けた委員（0名）

○欠席委員（1名）

3番 高原 文男 君

○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君
主任 高橋 望 君

振興係長 若松 務 君
主 事 湊谷 省吾 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 只今から第8回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時29分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

2番・高松君 4番・橘君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第8回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎議案第28号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第4。議案第28号、現況証明願について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第28号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり2件であります。

番号1。

土地の所在、字上多和原野基線 5 2 - 9。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、336 m²。

農地区分、一般民有地。

利用状況、雑種地。

続きまして、土地の所在、字上多和原野基線 5 2 - 16。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、550 m²。

農地区分、一般民有地。

利用状況、雑種地。

合計2筆、合計面積は886 m²であります。

所有者名、申請者名共に、XXXXXXXXXXさん。

調査委員は、大泉委員、笛木委員、熊谷委員。

調査年月日は、平成30年1月17日であります。

なお、調査につきましては、大泉委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉 義明君） 8番・大泉。

議案第28号、番号1について報告致します。

1月11日付けで調査依頼がありまして、1月17日に調査してまいりました。

調査委員につきましては、笛木委員、熊谷委員と私と事務局からは若松係長と申請者のXXXXXXXXXXさんの案内で、現地調査を行っております。

現地の状況は、配布資料の1ページから3ページをご覧ください。

この土地は、現地調査した結果、雑種地となっており、農地、採草放牧地以外であることを確認しております。

詳細につきましては、ただ今事務局が説明したとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号2について説明させていただきます。

番号2。

土地の所在、字虹別原野448-8。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積は、17,469㎡。

農地区分は、一般民有地。

利用状況は、農業施設用地。

所有者名、申請者名共に、XXXXXXXXXXさん。

調査委員は、大泉委員、笛木委員、熊谷委員。

調査年月日は、平成30年1月17日。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木 眞一君） 14番・笛木。

議案第28号、番号2について報告致します。

1月11日付けで調査依頼がありまして、1月17日に調査してまいりました。

調査委員につきましては、大泉委員、熊谷委員と私と、事務局から若松振興係長と申請者のXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXさんの案内で行っております。

現地の状況は、配布資料の4ページから6ページをご覧ください。

この土地は、過去から施設用地と利用されておりまして、農地、採草放牧地以外であることを確認してきました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第28号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第29号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5。議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請について内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第29号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

貸付人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

借受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字阿歴内8-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、68,979㎡外5筆、合計面積は167,749㎡となっております。

契約の種類、賃貸借（許可の日から3年間）。

権利移転設定の理由、貸付人は相手方要望、借受人は粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金335,500円。

世帯員又は構成員、貸付人は4名、借受人は2名となっております。

畑、採放地につきましては、貸付人が284,130㎡、借受人が230,259㎡、うち借入地が106,504㎡となっております。

経営の状況については、省略させていただきます。

番号1につきましては、調査委員であります津野委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 13番・津野君。

○13番（津野 齊君） 13番・津野です。

議案第29号、番号1について報告致します。

12月27日に事務局より調査依頼があり、1月11日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、相手方の要望により農地を賃貸し、借主のXXXXXXXXXXさんは農地を借受け粗飼料確保を図り、経営改善するため今回の申請となりました。

XXXXXXXXXXさんは申請地を借受け後、この農地全体について耕作を行い、農作業に常時従事し、周囲の農地への影響なく、効率的に利用されるかについても確認しました。

XXXXXXXXXXさんの農地所有面積は、申請地を含めると合計面積が39.8haとなりますので、下限面積要件を満たしています。

これらの調査の結果、許可については問題ないと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました13番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2についてご説明致します。

番号2。

譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線120。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、965㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は国有地払い下げのため、譲受人は国有地払い下げを受けたいため。

資金調達の方法及び価格、自己資金11,000円。

世帯員又は構成員につきましては、譲受人は5名となっております。

畑、採放地につきましては、譲受人が1,390,258㎡、うち借入地が811,619㎡となっております。

経営の状況については、省略させていただきます。

番号2につきましては、調査委員であります澁谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 1番・澁谷君。

○1番（澁谷 洋君） 1番・澁谷です。

議案第29号、番号2について報告致します。

1月10日に事務局より調査の依頼があり、1月14日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

今回の申請は、譲渡人である[REDACTED]さんが、譲受人である[REDACTED]さんに国有地を払い下げるためとなっております。

[REDACTED]さんが申請地を譲受後に、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し、周辺農地へ影響はなく、効率的に利用されるかについても確認しました。

[REDACTED]さんの農地所有面積は、申請地を含めると合計面積が139.1haとなりますので、下限面積要件を満たしております。

これらの調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第29号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第30号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第6。議案第30号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容3件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで、内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

議案第30号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画、別紙のとおり3件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字標茶646-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、52,658㎡外43筆、合計の面積が730,693.25㎡です。

利用権設定等の種類は、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の時期は、平成30年1月30日。

対価の支払期限は、平成30年3月14日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格は、45,287,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字多和160-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、50,429㎡外14筆、合計の面積は463,879㎡です。

利用権設定等の種類は、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の時期は、平成30年1月30日。

対価の支払期限は、平成30年3月14日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格は、16,721,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号1、番号2につきまして、どちらもあっせんの場合でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については、原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君）

番号3についてご説明させていただきます。

なお、議案に一部訂正がございまして、利用権設定等の種類で賃借権の移転となっておりますが、賃借権の設定であります。

申し訳ございません。

それでは、番号3について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字栄192-1の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積は、12,630㎡外1筆、合計の面積が23,635㎡です。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年1月30日から平成40年1月29日まで。

土地の引渡時期は、平成30年1月30日。

金額は、年間39,000円。

支払方法は、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号3につきましては、平間委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・平間君。

○10番（平間 清君） 10番・平間です。

議案第30号、番号3について報告致します。

1月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、1月22日に現地調査に行っておりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手方要望により農地を貸付するものです。

借主の[]さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあられました10番・平間君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第30号、内容3件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第8回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第8回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうもご苦労さまでございました。

（午前10時50分閉会）